

入札説明書

令和8年度伊丹市立学校武道場等空調設備整備事業（伊総総契公第93号）にかかる入札については、下記の定めによることとする。

記

1. 業務内容

- (1) 事業名 令和8年度伊丹市立学校武道場等空調設備整備事業
- (2) 実施場所 伊丹市高台2丁目54番地ほか
- (3) 契約期間 契約締結の日 から 令和10年3月31日 まで
- (4) 事業概要

本事業は、要求性能水準書等に基づき、次に掲げる工事等を「設計施工一括発注」により実施するものである。本業務の範囲は概ね以下の通りとし、その他詳細については要求性能水準書等のおとりとする。

ア. 設計・工事監理（以下、「設計等」という。）

- ①空調設備設置に必要な機械設備図面、電気設備図面、建築図面の作成、設計図書の作成及び現地確認
- ②設置現場の工事監理

イ. 施工

- ①空調設備の設置及び運転・運営に係る設備等の施工一式
- ②災害時用の非常用電源切替盤等の整備
- ③安全対策
- ④その他空調設備の取付け等に応じた敷地内の整備（内装・フェンス設置・伐採伐根・舗装改修等）

ウ. その他

- ①関係法令に基づく各種届出
- ②公的起債等のための資料作成等（申請は市が行う）
- ③現地調査、設計、施工の各段階における監督員、施設管理者との調整及び協議
- ④関係者及び近隣住民への工事説明
- ⑤その他、本事業において必要となる業務

2. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

ア. 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- ① 市の求める性能を確保した上で本工事を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単独企業又は複数の企業により構成されるもの（以下「共同企業体」という。）とする。（以下併せて「構成企業」という。）
- ② 設計等を行う企業（以下「設計等企業」という。）及び施工を行う企業（以下「建設企業」という。）により構成されるものとする。なお、入札参加者が単独企業である場合、入札参加者の備えるべき参加資格要件を単独で全て満たすこと。
- ③ 共同企業体の構成員となれる企業は4者までとする。その内訳は設計等企業が1者、建設企業が3者までとする。なお、建設企業が設計等企業を兼ねること又は設計等業務の一部を行うことについては可とする。設計等業務を複数の構成員が行う場合は、主たる設計等企業を1者選定すること。
（参考）想定される構成企業の組み合わせは下記のとおりである。
 - ・単独企業
 - ・建設企業（2者）
 - ・建設企業（3者）
 - ・建設企業（1者）及び設計等企業（1者）
 - ・建設企業（2者）及び設計等企業（1者）
 - ・建設企業（3者）及び設計等企業（1者）
- ④ 共同企業体を結成する場合、その結成方法は自主結成とする。

イ. 代表企業の選定

- ① 単独の建設企業又は共同企業体の代表構成企業を入札参加者の代表企業とし、入札参加

資格審査に関する提出書類にて明らかにするものとする。なお、共同企業体の代表構成企業は建設企業であることとする。

- ② 代表企業は、本入札への各種手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、共同企業体の構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。
- ③ 代表企業は、契約締結後速やかに、設計等業務及び建設業務の本事業に関連する全業務を統括する統括責任者を選定し、本業務に専任させること。
- ④ 統括責任者は、代表企業と直接的かつ恒常的な（入札参加申請締切日以前に過去3カ月以上）雇用関係がある者とする。
- ⑤ 統括責任者は、管工事の監理技術者資格者証を有する監理技術者であり、本事業の主旨及び内容を総括的に理解し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
- ⑥ 統括責任者は、現場代理人及び監理技術者を兼ねることができる。
- ⑦ 統括責任者は、本工事全ての期間を通じて従事すること。

ウ. 複数応募の禁止

- ① 構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係のある者(※)は、他の入札参加者の構成企業になることはできないものとする。

(※)資本関係のある者とは、次のいずれかに該当する者。

- (a) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下、同じ。）同士の関係にある場合

(※)人的関係のある者とは、次のいずれかに該当する者。

- (c) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下、同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (d) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア. 構成企業の共通参加資格要件

全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ① 当該入札参加申込期間の最終日から入札日までの間に、地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加の資格制限又は本市の入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けている者。
- ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ③ 伊丹市暴力団排除条例第2条各号のいずれかに該当する者。なお、入札に参加しようとする者の使用人が、入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- ⑤ 入札公告（以下、「公告」という。）の日現在において国税又は地方税を滞納している者。
- ⑥ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法に基づく和議開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされている者。
- ⑦ 本市と参加者との間で当該入札案件の入札参加申込期間の最終日から入札最終日までの間に参加者の責に帰すべき事由による履行遅滞や不完全履行が存在する者。
- ⑧ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- ⑨ 本件開札日前6ヵ月以内に手形、小切手の不渡りを出した者。

イ. 構成企業の個別参加資格要件

構成企業は、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

(i) 設計等企業にかかる資格要件

設計等企業は次の①から④の要件をすべて満たすこととする。ただし、設計等業務を複数の構成員が行うときは、主たる設計等企業は次の①から④の要件をすべて満たすこととし、そのほかの設計等業務を行う構成員は②の要件を満たすこととする。

- ① 構成企業の構成員となれる設計等企業又は主たる設計等企業は1者までとする。
- ② 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- ③ 平成28年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公社等)が発注した請負金額が1800万円以上の建築関係の設計業務を元請として完成した実績を有すること。
- ④ 設計等企業と入札参加申請締切日以前に過去3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、以下の資格を有する技術者をそれぞれ配置できること。なお、(a)は(b)又は(c)のいずれかの技術者を兼ねることができる。
 - (a)管理技術者

次のいずれかの要件を満たすもの。

 - ・建築士法による一級建築士
 - ・建築士法による建築設備士
 - ・一級管工事施工管理技士
 - (b)機械設備設計者

次のいずれかの要件を満たすもの。

 - ・建築士法による一級建築士
 - ・建築士法による建築設備士
 - ・一級管工事施工管理技士
 - ・設計業務について5年以上の実務経験を有する者
 - (c)電気設備設計者

次のいずれかの要件を満たすもの。

 - ・建築士法による一級建築士
 - ・建築士法による建築設備士
 - ・一級電気工事施工管理技士
 - ・設計業務について5年以上の実務経験を有する者
 - (d)建築設計者

次のいずれかの要件を満たすもの。

 - ・建築士法による一級建築士
 - ・建築士法による二級建築士
 - ・設計業務について5年以上の実務経験を有する者

(ii) 建設企業にかかる資格要件

建設企業が単独である場合は、伊丹市契約に関する規則（以下「規則」という。）第14条に規定する指名競争入札参加資格の「工事」の区分の認定を受けていることのほか②から⑥の要件を全て満たすこととする。また、共同企業体である場合は代表企業は①から⑥の要件を全て満たすこととし、そのほかの建設企業の構成員は①及び③を満たし且つ管工事に係る建設業法の規定による建設業の許可を有していることとする。

- ① 規則第14条に規定する指名競争入札参加資格の「工事」の区分の認定を受けていることとし、建設企業の構成員数は代表企業を含め2者又は3者であること。
- ② 管工事に係る建設業法の規定による特定建設業の許可を有していること。
- ③ 兵庫県内又は大阪府内に本店又は支店を有すること。
- ④ 管工事の総合評定値が伊丹市内に本店を有する者においては700点以上、その他の者においては800点以上であること。
- ⑤ 管工事の監理技術者資格者証を有する監理技術者を、法令に従って本工事に配置できること。共同企業体として建設企業が2者以上参加する場合は、代表企業から本工事に専任の監理技術者を、その他の建設企業からもそれぞれ本工事に専任の技術者（監理技術者又は主任技術者）を配置できること。なお、配置する監理技術者および主任技術者は、入札参加申請締切日以前に過去3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ⑥ 平成23年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公社等)が発注した請負金額が7,200万円以上(伊丹市内に本店を有する者においては3,600万円以上)の建設業法上の許可業種が管工事（空調設備を含む）のものを元請として完成した実績を有すること。但し、建設工事共同企業体の構成員として施工したものは施工実績に含めない。

3. 入札参加申請手続き

(1) 電子入札システムについて

ア. 電子入札システムの操作マニュアルについては、「兵庫県電子入札共同運営システ

ム」ポータルサイト (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>) (以下、「ポータルサイト」という。) からダウンロードすること。

イ. 電子入札システムの操作方法が分からない場合には、ヘルプデスク (TEL 0120-310-084) に連絡すること。

ウ. 上記2. (1)イ. ②に記載のとおり、本入札への各種手続きは代表企業が行うこととする。電子入札システムで使用するICカードは入札参加資格者名簿に登録された代表企業の代表者又は受任者が取得したものであること。

エ. 共同企業体により参加を希望する場合は、電子入札システムで競争参加資格確認申請書を入力する際に、「JV参加」の項目にチェックを付け、「企業体名称」を入力すること。

(2) 必要書類について

ア. 電子入札システムにログインし、入札案件につきポータルサイトにおいて公告等を確認後、電子入札案件に参加を希望する者は、電子入札システムにより、「競争参加資格確認申請書」に「施工実績及び配置予定技術者届(様式2号)」を添付し送信すること。また、公告に定める入札参加資格要件(以下「資格要件」という。)の審査については開札後、落札の候補者(以下「落札候補者」という。)にのみ行うこととする。なお、設計等企業が規則第14条に規定する指名競争入札参加資格の「コンサル」区分の認定を受けていない場合は、開札後の資格審査において登記事項証明書等の追加書類(8. 入札参加資格の審査及び通知(5)ア⑤～⑧)の提出が必要となるため、あらかじめ準備しておくこと。

イ. 添付ファイルの大きさは3Mb以下でなければ受け付けることができないため、注意すること。添付ファイルを3Mb以下にできない場合や添付ファイルとして送信できない場合には、これを別途、持参又は電子メールにより提出すること。この場合、期日に必着とし、到達しなかった場合には、当該案件に係る入札に参加することはできない。なお、電子メールの場合は送信後、伊丹市総務部総務室契約・検査課(以下、「契約・検査課」という。)へ電話し受信の確認をすること。

ウ. 期限までに電子入札システムにより申請にかかる資料を提出していない者は入札に参加できない。

エ. 提出期日を過ぎた後に参加希望者の都合により申請書等の訂正又は差し替えを行うことは認めない(契約・検査課からの指示があった場合を除く)。

オ. 落札後に実際に配置する技術者を変更する場合は、別途、市の同意を得ること。

カ. 共同企業体により参加を希望する場合は、上記アと併せて、本件入札にかかる権限の委任を示した「委任状(原本)」を、公告に記載の申込期日までに契約・検査課へ提出すること。提出方法は持参、郵送問わないが、期日までに契約・検査課に到達していること。

4. 設計図書等の閲覧及び交付

(1) 入札に付する図面、要求性能水準書、入札仕様書、基本設計図書及びその他資料(以下「設計図書」という。)については、公告の日から入札日までの開庁日において契約・検査課にて閲覧に供する。

(2) 設計図書の交付については、公告に記載するパスワードを確認し、各自ポータルサイトからダウンロードすること。

(3) 規則及び工事請負契約約款については、契約・検査課において閲覧に供する。期間は公告の日から入札日までの間の開庁日とし、時間は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。

(4) 設計図書の貸し出し、コピーは認めない。

5. 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関する質問がある場合は、公告に定める期日までに、契約・検査課指定の「設計図書等に関する質疑書」に図面番号及び質問事項等を入力し、電子メールの添付ファイルとして契約・検査課宛メールアドレスまで送信すること。その際、送信する電子メールの件名は参加希望の案件名称とし、ファイル名は入札参加者の商号又は名称に変更すること。
- (2) 質問に対する回答は、公告に定める期日までに、ポータルサイトの案件内にて質問者名を伏して掲示するので閲覧すること。
- (3) 質問事項の内容等に入札参加者を特定する、もしくは推測できる記載がある場合は回答しない。

6. 入札手続き

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札書の提出先は電子入札システム上とする。
- (3) 入札書の提出期間は、公告に定めるとおりとする。
- (4) 入札に関する条件等
 - ア. 入札金額は、契約期間全体にかかる総額とすること。
 - イ. 契約金額は、入札書に記載された金額に10%を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ. 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。
 - エ. 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表企業の代表者又は受任者が取得したものであり、入札参加申込みに使用した名義人のものであること。
 - オ. 入札金額及び電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）に係るくじ番号の表示は、アラビア数字を用いること。
 - カ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - キ. 入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を決めなければならない。
 - ク. 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - ケ. 積算内訳書について
 - ① 入札書の提出にあたっては積算内訳書（以下、「内訳書」という。）を作成し、提出すること。
 - ② 電子入札に係る内訳書は、参考様式をポータルサイトに掲載するので、公告に記載するパスワードによりダウンロードし作成すること。
 - ③ 入札額の根拠となる金額を記入した内訳書については、入札書の送信時に、入札書の添付ファイルとして提出すること。ファイルが添付できない場合又は提出した内訳書の差し替えを希望する場合は、紙媒体の内訳書を厳封し、入札書受付締切日時までに契約・検査課に提出すること。なお、入札書受付締切日時までに内訳書が契約・検査課に到達しなかった場合、内訳書の差し替えは認めない。
 - ④ 内訳書の提出がない場合又は別の書類を提出した場合は、入札を辞退したものとみなす。

- ⑤ 提出された内訳書に記載がない場合もしくは記載された内容が著しく不適切である等不備なときは、当該内訳書の提出業者の入札は失格とする。
 - ⑥ 提出された内訳書に記載された「設計等」にかかる金額が、公告に示す「設計等」にかかる予定価格を超える場合又は最低制限価格未満であるときは、当該内訳書の提出業者の入札は無効とする。
 - ⑦ 提出された内訳書に記載された「工事」にかかる金額が、公告に示す「工事」にかかる予定価格を超える場合又は最低制限価格未満であるときは、当該内訳書の提出業者の入札は無効とする。入札総額が予定価格・最低制限価格の範囲内であっても、「設計等」又は「工事」のいずれか一方の内訳金額が設定範囲を超過・下回る場合は入札無効となるので、積算にあたっては特に注意すること。
 - ⑧ 内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。ただし、提出された内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。この指示に従わないときは、その入札を無効とすることがある。また、落札決定後であっても、それを取り消すことがある。
 - ⑨ 提出された内訳書は返却せず、必要に応じて公表することがある。
- コ. 1 者の入札者が 2 通以上した入札でないこと。
- サ. 他の入札者の代理人を兼ねた入札又は複数の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- シ. 電子入札システムに入札書の情報が記録されたあとは、入札の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- ス. 設計図書、現場及び契約条項等を熟知した上で、適正に積算を行い、入札すること。なお、設計図書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- セ. 入札金額に建設業退職金共済制度掛金相当額を含めること。なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- ソ. 辞退について
- ① 入札を辞退するときは、その旨を申し出ること。
 - ② 入札期間前においては、入札辞退届（任意の様式。差し支えない範囲の理由を記入すること。）を持参又は電子メールにより提出すること。
 - ③ 入札期間中においては、電子入札システムの入力画面において入札辞退届を作成の上、入札書提出締切日時までに提出すること。ただし、入札書提出後の辞退は認めない。
 - ④ 辞退した場合において、辞退した者が既に提出した書類その他本市の電子ファイルに記録した情報は、無効とする。
 - ⑤ 一度辞退届を提出した場合には、当該辞退届を撤回することはできない。
 - ⑥ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- タ. 無効となる入札について
- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した入札
 - ② 入札参加申込書に虚偽の記載をした者の入札
 - ③ 予定価格を超える金額の入札又は最低制限価格未満の金額の入札
 - ④ 上記 6. (4) ケ. ⑥又は⑦に該当する内訳書の提出を受けた入札
 - ⑤ ICカードを不正に使用した入札
 - ⑥ その他公告等において特に指定した事項に違反した入札
- チ. 入札の中止等
- ① 不正、その他の理由により競争性の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。
 - ② 入札参加申請をした者がいなかった場合又は審査の結果、入札参加資格を有する者が

いなかった場合には、当該入札を中止するものとする。入札書の提出がなかった場合も、同様とする。

- ③ 公告後、天災等予測できない事情により、入札の競争性及び公平性を保つことが困難と認められるときは、入札の執行を延期し又は取り止めることができる。
- ④ 入札参加者が不正行為等の疑いのある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。
- ⑤ 上記の場合には、速やかに当該措置の内容をポータルサイトに掲載するとともに、市が把握している入札参加予定者に通知するものとする。

ツ. その他

- ① 現場説明はしない。
- ② 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に必ず入札書受信確認通知を印刷して保管すること。
- ③ 入札の結果、不調となったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約とすることがある。
- ④ 入札書に記載された金額が予定価格を超えている場合は無効となるので、見積もった金額が予定価格を超えた場合は入札を辞退すること。
- ⑤ 入札書に記載された金額が最低制限価格未満である場合、電子入札システム上は「失格」と表記される場合があるが、上記のとおり無効として取り扱うので留意すること。

7. 開札手続き

ア. 開札日は、公告に定めるとおりとする。

イ. 落札は公告に掲載している予定価格以内の最低価格のものをもって落札とする。ただし、最低制限価格に達しないものは採用しない。

ウ. 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合には、電子くじにより、落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを辞退することはできない。

エ. 落札候補者への連絡は、口頭、電話又は電子メール等により通知するものとする。

オ. 入札執行回数は、1回とする。

8. 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格の確認を行う日は、公告に定める開札日とする。
- (2) 入札参加資格の有無の判定は、公告に定める開札日現在を基準とする。
- (3) 落札候補者のみに資格要件に係る審査の書類提出の通知を電子メール等により行う。
- (4) 落札候補者について資格要件の充足を審査し、入札参加資格を認められた者を落札者とする。また、審査の結果、落札候補者の資格要件が不足している場合、その者の行った入札は無効とし、次の順位の落札候補者から資格要件の審査を行い、落札者が決定するまで順次行うものとする。

なお、落札者決定の通知は落札候補者の入札参加資格を認めたのち、速やかに行うものとする。

(5) 必要書類について

ア. 設計等業務にかかる書類

単独企業および設計等企業は次の①～④の書類を提出すること。設計等業務を複数の構成員が行う場合は、主たる設計等企業が①～④の書類を提出し、そのほかの設計等業務を行う構成員は①を提出すること。また、規則第14条に規定する指名競争入札参加資格の「コンサル」の区分の認定を受けていない場合は⑤～⑧を提出すること。

- ① 建築士事務所登録証明書（最新分で開札日現在有効なものの写し。）

- ② 業務実績を証明する書類
原則として、契約書の写し。相続、合併若しくは会社分割又は事業譲渡により当該業務に係る事業の全部を承継した相続人、新設会社、存続会社若しくは承継会社又は譲受人が、被相続人、消滅会社若しくは分割会社又は譲渡人が履行した業務を履行実績として入札参加申請をしようとする場合には、それらの事実を証明する書類。
- ③ 配置予定技術者の資格を証明する書類（実務経験による場合は経歴書）
- ④ 入札参加申請締切日以前に過去３ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類。
監理技術者資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料。
- ⑤ 登記事項証明書
登記事項証明書とは、商業登記法第６条第５号から第９号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第１０条に規定する書面をいう。）をいう。提出する登記事項証明書の種類は「履歴事項全部証明書」とすること。
また、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とし提出すること。
- ⑥ 納税証明書（国税）
法人税及び消費税の納税証明書（様式その３の３）を提出すること。
- ⑦ 印鑑証明書
法務局の証明書を提出すること。
- ⑧ 財務諸表類
直前１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書を提出すること。
会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書を提出すること。

イ. 施工業務にかかる書類

単独企業の場合は①～④及び⑥を提出すること。共同企業体の代表企業は次の①～⑥の書類を提出し、そのほかの構成員となる建設企業は①、③及び④を提出すること。

- ① 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
対象工事の工種の総合評定値が公告及び入札説明書に定める数値であり、かつ、最新分で開札日現在有効なものの写し。
 - ② 施工実績を証明する書類
原則として、契約書又はCORINS工事カルテの竣工時登録データ一式の写し。
相続、合併若しくは会社分割又は事業譲渡により当該工事種目に係る事業の全部を承継した相続人、新設会社、存続会社若しくは承継会社又は譲受人が、被相続人、消滅会社若しくは分割会社又は譲渡人が施工した工事を施工実績として入札参加申請をしようとする場合には、それらの事実を証明する書類。
 - ③ 配置予定技術者の資格を証明する書類
監理技術者については、開札日において有効期限内の監理技術者資格者証及び講習受講修了証の両面の写し。主任技術者については、資格を証明する書類または実務経験による場合は経歴書。
 - ④ 入札参加申請締切日以前に３ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類。
監理技術者資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料。
 - ⑤ 共同企業体による申込の場合は、共同企業体協定書の写し。
全ての構成員による協定書であること。
 - ⑥ 統括責任者の監理技術者資格者証及び講習受講修了証の両面の写し。
- (6) 資格要件の審査の結果、資格要件が不足している者にはその結果を理由を付して電子メール等により通知する。その通知を受けた者が理由について説明を求める場合には、公告に定める日時までに書面にその旨を記載し、契約・検査課まで提出すること。
- (7) その他
ア. 落札候補者が資格要件の審査に必要な書類の提出を求められた場合は、公告に定め

る日時までに契約・検査課へ提出すること。資格要件の審査に必要な書類の提出の無い場合又は入札執行者の指示に応じないときは、資格要件を満たしていないものとし、無効とする。

イ. 資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

ウ. 提出された入札参加申込書及びその他の資料は、入札参加資格の確認以外に使用しない。また、返却もしない。

9. 契約の締結

ア. 契約書の作成

- ① 落札者が決定したときは、契約書を取り交わすものとする。契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。なお、契約書に代えて本市が指定する電子契約システムを利用したの契約手続きも可能とするので、利用に努めること。利用する際は、別に定める「電子契約用メールアドレス届出書」を提出すること。
- ② 伊丹市が定める契約書により、契約書（電子契約による場合を含む。以下同じ。）を作成するものとする。落札者は、契約書に記名押印（電子契約システムの場合は記名及び電子署名）し、必要書類とともに、原則落札決定後7日以内に、契約・検査課に提出しなければならない。なお、契約書作成に係る費用はすべて落札者の負担とする。

イ. 議会関係

- ① 本件の契約締結については市議会の議決を要するので、議決を得たときに本契約を締結するものとし、それまでの間は仮契約とする。なお、市議会への議案提出は令和8年第5回伊丹市議会定例会（12月）を予定している。
- ② 議案が否決されて落札者が損害を被ったとしても、伊丹市は損害賠償の責を負わない。
- ③ 仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者（共同企業体の場合においては、構成員のいずれか）が入札参加停止等を受けた場合又は公告に掲げる資格要件を満たさなくなった場合は、仮契約を解除し本契約を締結しない。また、それにより落札者が損害を被ったとしても、伊丹市は損害賠償の責を負わない。

ウ. 提出書類等

- ① 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定するもの。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、履行保証保険契約を締結したとき又は工事履行保証証券による保証を付したときは、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の納付は落札決定の日から本契約締結後5日が経過するまでの間に納付すること。また、前段の保証をもって契約保証金の納付に代える場合も同様とする。
- ② 建設企業は、建設労働者の福祉対策として、建設業退職金制度等に参加すること。また、必要な数の共済証紙を購入し、建設業退職金共済掛金収納書を提出すること。
- ③ 提出された資料等は返却しない。ただし、伊丹市において無断で使用できないものとする。

エ. 下請について

- ① 下請業者の選定並びに建設資材等を購入する場合は、できる限り市内業者を活用すること。
- ② 設計等業務又は施工業務の全部もしくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ③ 元請人は、下請負代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請負人等にしわ寄せが生じないように努めること。
- ④ 元請業者は、施工業務に当たって、建設廃棄物の適正な処理を行うため、自らの責任において、処理業者等との協力体制を確立し、円滑な運営を図れるよう努めること。

オ. その他

- ① 建設企業は、災害の防止に努めるとともに、万一に備えて労働者災害補償保険及び第

三者に対する損害賠償責任保険等に加入すること。

- ② 建設企業は、伊丹市ホームページ契約・検査課のページに掲載している「公共工事の施工上の留意事項」及び「生コンクリート品質低下防止対策指針」に基づき、適正な施工を確保すること。
- ③ 工事完成保証人は不要とする。
- ④ 契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになったときは、発注者は、下請契約等の解除を求めることがある。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがある。この場合、伊丹市は一切の損害賠償の責を負わない。
- ⑤ 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、本市に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

10. その他

- ア. 入札参加者は、入札後、公告及び設計図書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- イ. 入札参加者数及び参加者名は、入札執行以降に公表する。
- ウ. ICカードの不正使用が、落札後、契約締結前に判明したときはその者の落札決定を取り消すものとし、契約締結後に判明したときはその者と締結した契約を解除するものとする。この場合、資格制限等を行うことがある。
- エ. 入札参加者は、本市が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力すること。

11. 問合せ先

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 伊丹市総務部総務室契約・検査課
TEL:072-780-4375 E-Mail:itami-enyusatsu@city.itami.lg.jp